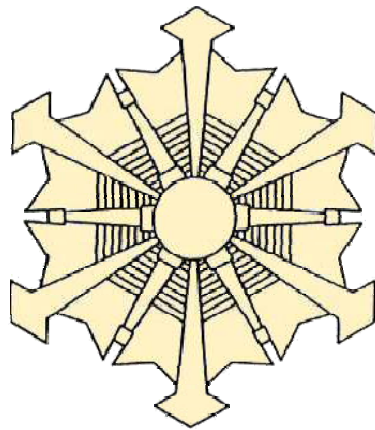


平成30年2月

砺波地域消防組合議会

定例会会議録



砺波地域消防組合議会

本議会に付議された議案等の件名

会議録署名議員の指名

会期の決定

副議長の選挙

議長の選挙

議会運営委員会委員の選任

議案第1号 平成30年度砺波地域消防組合一般会計予算

議案第2号 平成30年度砺波地域消防組合歳入予算における構成市の分担金の額について

議案第3号 平成29年度砺波地域消防組合一般会計補正予算（第2号）

議案第4号 砺波地域メディカルコントロール協議会条例の制定について

議案第5号 砺波地域消防組合の非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の制定について

議案第6号 砺波地域消防組合手数料徴収条例の一部改正について

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

追加議案

議案第7号 砺波地域消防組合監査委員の選任について（議選委員）

平成30年2月砺波地域消防組合議会定例会目次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
開議及び閉議の日時	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため議場に出席した者の職・氏名	2
職務のため議場に出席した事務局職員	2
開会・開議	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
副議長の選挙	4
議長の選挙	6
議会運営委員会委員の選任	8
議案第1号から議案第6号まで及び報告第1号	
提案理由説明（夏野修管理者）	8
議会運営委員会、正・副委員長の互選結果報告	10
提出案件に対する質疑（一般質問）	
4番 川辺 一彦 議員	11
・ 県西部消防指令センターシステムの改修について	
・ 常備消防力の向上につながる人事管理方針等について	
・ 高齢化社会における消防業務対応について	
討論（議案第1号から議案第6号まで及び報告第1号）	18
採決（議案第1号から議案第6号まで及び報告第1号）	18
議案第7号	
提案理由説明（夏野修管理者）	20
採決（議案第7号）	20
閉会の挨拶（田中幹夫副管理者）	21
閉会の宣告	22

平成30年2月砺波地域消防組合議会定例会会議録

1. 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 平成30年度砺波地域消防組合一般会計予算
- 議案第2号 平成30年度砺波地域消防組合歳入予算における構成市の分担金の額について
- 議案第3号 平成29年度砺波地域消防組合一般会計補正予算（第2号）
- 議案第4号 砺波地域メディカルコントロール協議会条例の制定について
- 議案第5号 砺波地域消防組合の非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の制定について
- 議案第6号 砺波地域消防組合手数料徴収条例の一部改正について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
（提案理由説明、一般質問・質疑、討論、採決）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 追加日程 副議長辞職の件
- 追加日程 副議長の選挙
- 追加日程 議長辞職の件
- 追加日程 議長の選挙
- 追加日程 議会運営委員会委員の選任
- 日程第3 議案第1号 平成30年度砺波地域消防組合一般会計予算
- 議案第2号 平成30年度砺波地域消防組合歳入予算における構成市の分担金の額について
- 議案第3号 平成29年度砺波地域消防組合一般会計補正予算（第2号）
- 議案第4号 砺波地域メディカルコントロール協議会条例の制定について
- 議案第5号 砺波地域消防組合の非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の制定について
- 議案第6号 砺波地域消防組合手数料徴収条例の一部改正について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程 議案第7号 砺波地域消防組合監査委員の選任について（議選委員）
（提案理由説明、採決）

1. 開議及び閉議の日時

2月16日 午後 4時00分 開議

2月16日 午後 5時18分 閉議

1. 出席議員（12名）

1番 古 軸 裕 一 君	2番 義 浦 英 昭 君
3番 藤 本 雅 明 君	4番 川 辺 一 彦 君
5番 榊 祐 人 君	6番 石 田 義 弘 君
7番 今 藤 久 之 君	8番 向 川 静 孝 君
9番 稻 垣 修 君	10番 才 川 昌 一 君
11番 中 西 正 史 君	12番 山 森 文 夫 君

1. 欠席議員（なし）

1. 説明のため議場に出席した者の職・氏名

管理者 夏 野 修 君	副管理者 桜 井 森 夫 君
副管理者 田 中 幹 夫 君	監査委員 堀 秋 博 君
会計管理者 竹 部 進 君	消 防 長 中 谷 博 之 君
次 長 西 井 隆 生 君	次 長 下 田 栄 樹 君
次 長 居 島 啓 二 君	警防課長 荒 井 健 吾 君
会計課長 野 村 勇 洋 君	砺波消防署長 宮 口 孝 志 君
小矢部消防署長 石 築 建 治 君	南砺消防署長 近 川 利 行 君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員

総務課企画管財係長 水 上 和 成

1. 会議の経過

午後 4時00分 開議

開 会 ・ 開 議

○議長（山森文夫君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより、平成30年2月砺波地域消防組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定に基づき、夏野管理者ほか関係者の出席を求めています。

次に、お手元に配付のとおり、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の報告を受けておりますので、ご確認をお願いいたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山森文夫君） これより、本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第105条の規定により、議長において5番 榊 祐人君、7番 今藤久之君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（山森文夫君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本2月定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山森文夫君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。この際、暫時休憩いたします。

〔副議長 石田義弘君 退場〕

午後 4時 5分 休憩

午後 4時 6分 再開

○議長（山森文夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（副議長の辞職）

○議長（山森文夫君） 休憩中に、副議長 石田義弘君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山森文夫君） ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに議題といたします。職員に副議長の辞職願を朗読させます。

○事務局（水上和成君） 辞職願。一身上の都合により、砺波地域消防組合議会副議長の職を辞したいので許可されるようお願い出ます。平成30年2月16日、石田義弘。

○議長（山森文夫君） お諮りいたします。副議長 石田義弘君の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山森文夫君） ご異議なしと認めます。よって、石田義弘君の副議長の辞職を許可することに決しました。

〔6番 石田義弘君 入場〕

（副議長の選挙）

○議長（山森文夫君） ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山森文夫君） ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山森文夫君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山森文夫君） ご異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名

することに決しました。

砺波地域消防組合議会副議長に才川昌一君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました才川昌一君を砺波地域消防組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山森文夫君） ご異議なしと認めます。よって、才川昌一君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました才川昌一君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

副議長に当選されました才川昌一君から、当選承諾及び就任のご挨拶をいただきたく、ご登壇をお願いいたします。

〔副議長 才川昌一君 登壇〕

○副議長（才川昌一君） 今ほどは、議員各位のご推挙をいただきまして、副議長に就任をさせていただきました。誠に光栄だと思っておりますのでございます。何といたしても、まだまだ若輩でございます。しかしながら、議長をしっかりと補佐し、円滑な議会運営に向けて努力をしてみたいと、そんなふうに思っておりますので、議員各位並びに、当局の皆さんに温かいご指導ご鞭撻を賜りますよう、改めてお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。（拍手）

○議長（山森文夫君） この際、暫時休憩いたします。

議長席を交替いたします。

〔議長 山森文夫君 退場〕

午後 4時10分 休憩

午後 4時11分 再開

〔副議長 才川昌一君 登壇〕

○副議長（才川昌一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（議長の辞職）

○副議長（才川昌一君） ただいま、議長 山森文夫君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りをいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと

思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（才川昌一君） ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を本日の日程に追加し、議題といたします。職員に議長の辞職願を朗読させます。

○事務局（水上和成君） 辞職願。一身上の都合により、砺波地域消防組合議会議長の職を辞したいので許可されるようお願い出ます。平成30年2月16日、山森文夫。

○副議長（才川昌一君） お諮りをいたします。議長 山森文夫君の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（才川昌一君） ご異議なしと認めます。よって、山森文夫君の議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

〔12番 山森文夫君 入場〕

（議長の選挙）

○副議長（才川昌一君） ただいま、議長が欠員となっております。

お諮りをいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（才川昌一君） ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことを決定をいたしました。

お諮りをいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（才川昌一君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りをいたします。指名の方法は、副議長において指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（才川昌一君） ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

砺波地域消防組合議会議長に、石田義弘君を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま、副議長において指名をいたしました石田義弘君を砺波地域消防組合議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（才川昌一君） ご異議なしと認めます。よって、石田義弘君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました石田義弘君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

議長に当選されました石田義弘君から、当選承諾及び就任のご挨拶をいただきたく、ご登壇をお願いいたします。

〔議長 石田義弘君 登壇〕

○議長（石田義弘君） ただいまは、議員各位の賛同を得て、議長を拝命することとなりました小矢部の石田でございます。

砺波地域、砺波市、南砺市、小矢部市の防火防災の整備強化並びに地域住民の安心のまちづくりのためより一層真摯に取り組む所存でございます。そのためにも、議員各位並びに当局の皆様今まで以上の、より一層のご支援ご協力を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。（拍手）

○副議長（才川昌一君） この際、暫時休憩をいたします。

午後 4時16分 休憩

午後 4時18分 再開

〔議長 石田義弘君 登壇〕

○議長（石田義弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（議会運営委員会委員の辞任）

○議長（石田義弘君） 今ほど、才川昌一君、稲垣修君から議会運営委員会委員を辞任したい旨の申し出があり、これを許可いたします。

この際、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、直ちに選任いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田義弘君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、直ちに選任することに決定いたしました。

（議会運営委員会委員の選任）

○議長（石田義弘君） それでは、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、砺波地域消防組合議会運営委員会条例第4条の規定に基づき、向川静孝君、川辺一彦君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名しました向川静孝君、川辺一彦君を砺波地域消防組合議会運営委員会委員とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田義弘君） ご異議なしと認めます。よって、向川静孝君、川辺一彦君が砺波地域消防組合議会運営委員会委員に選任されました。

日程第3

議案第1号から議案第6号まで及び報告第1号

○議長（石田義弘君） 次に、日程第3 議案第1号から議案第6号まで、平成30年度砺波地域消防組合一般会計予算ほか5件について及び報告第1号専決処分の承認を求めることについてを一括議題といたします。

（提案理由の説明）

○議長（山森文夫君） 提案理由の説明を求めます。

管理者 夏野 修君。

〔管理者 夏野 修君 登壇〕

○管理者（夏野 修君） 本日、平成30年2月砺波地域消防組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

また、今ほどは、議長及び副議長選挙によりまして、本組合議会議長に 石田義弘氏、副議長に 才川昌一氏がそれぞれご就任されました。両氏には、衷心よりお祝いを申し上げます。

すとともに、円滑な議会運営にご尽力いただきますようお願いを申し上げます。

さて、自治体消防制度が、昭和23年の消防組織法施行により確立いたしましたから、今年で70周年を迎えます。消防機関は、地域社会とともに着実に発展を遂げ、地域住民の安心、安全の確保に大きな役割を果たしてまいりました。その間の幾多の先人と関係各位のご尽力に、あらためて感謝を申し上げたいと存じます。

さて、昨年国内の災害状況を顧みますと、鎮火まで長時間を要した2月の埼玉県三芳町での物流倉庫火災、緊急消防援助隊が出動しました、平成29年7月九州北部豪雨、7月から10月に相次いで日本列島に上陸いたしました台風などにより、多くの尊い人命や貴重な財産が失われました。また、北朝鮮による弾道ミサイルの発射や世界各地でテロが起きるなど、危機管理対策についても、改めて考えさせられる一年でありました。

このようななか、本組合管内における昨年1年間の火災発生件数は、一昨年に比べ6件減の20件と、組合発足以来最少を記録いたしました。

これもひとえに、市民のみなさまの防火に対する普段からの心掛けと、消防団をはじめとした関係の皆さま方の取組みによるものと深く感謝申し上げますとともに、今後とも防火意識の高揚に向けた継続的な取組みをお願いいたしたいと存じます。

一方、救急件数につきましては、高齢化の進行等により、一昨年より178件増加し、4,656件と、引き続き増加傾向が続いております。今後も救急件数は増加が予想されることから、救急救命士の養成や技術の向上など救急体制の充実に努めていきたいと考えております。

また、本組合からの富山県ドクターヘリの要請件数につきましては、一昨年に比べ、32件増加の195件であり、地理的条件の厳しい地域の多い、本組合管内の救命救急にとって、着実にその成果をあげております。今後ともより迅速な出動要請や冬期間におけるランデブーポイントの確保等により、傷病者の救命率向上や予後の軽快につながるよう努めてまいりたいと考えております。

それではこれより、提出いたしました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案第1号 平成30年度砺波地域消防組合一般会計予算につきましては、県西部消防指令センターのシステム改修の負担金や、小矢部消防署のはしご車のオーバーホール、高規格救急車の更新等により、歳入歳出予算の総額は、22億6,950万円と、本年度より2億530万円の増額、対前年度比109.95%といたしたところであります。

次に、議案第2号 平成30年度砺波地域消防組合歳入予算における、構成市の分担金の額について申し上げます。分担金につきましては、前年度の消防費基準財政需要額割で積算する共通分担金と高速道路救急業務支弁金や公債費償還金等の特別分担金の二本立てとなっており、それぞれの構成市からの分担金の額としまして、砺波市には6億6,937万4千円を、小矢部市には4億7,787万1千円を、南砺市には9億3,496万1千円をお願いしようとするものであります。

議案第3号の平成29年度砺波地域消防組合一般会計補正予算(第2号)につきましては、

4月当初からの実施が必要な事業に関し、債務負担行為を設定するものであります。

議案第4号の砺波地域メディカルコントロール協議会条例の制定につきましては、本組合管内における救急業務の高度化の推進及び傷病者の救命率の向上を図るため、本組合の附属機関として砺波地域メディカルコントロール協議会を設置するものであります。

議案第5号の砺波地域消防組合の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定につきましては、先ほどの砺波地域メディカルコントロール協議会の設置に伴い、協議会委員等について、公務災害の補償等を定めるものであります。

議案第6号の砺波地域消防組合手数料徴収条例の一部改正につきましては、国の政令公布に伴い、本組合に係る危険物関係の手数料について所要の改正を行うものであります。

次に、報告第1号 専決処分の承認を求めることにつきましては、人事院勧告に基づく改定を構成市に準じて実施するために行った砺波地域消防組合消防職員の給与に関する条例の一部改正について、専決処分を行ったものであります。

以上、本日提出しました議案の説明といたします。

何とぞ、ご審議のうえ、可決、又は承認をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（石田義弘君） この際、暫時休憩いたします。

午後 4時26分 休憩

全員協議会

議会運営委員会

午後 4時40分 再開

○議長（石田義弘君） 休憩前に引き続き、会議を開会します。

開議に先立ち、会議規則第8条の規定により、会議時間は午後5時までとなっておりますが、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

（議会運営委員会、正・副委員長の互選結果報告）

○議長（石田義弘君） まず、議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果について報告いたします。

議会運営委員会において互選の結果、委員長に、今藤久之君、副委員長に、向川静孝君が当選されましたので、ご報告いたします。

提出議案に対する質疑（一般質問）

○議長（石田義弘君） それでは、これより一般質問並びに提出案件に対する質疑に入ります。

す。

○議長（石田義弘君） 通告により、発言を許します。

4番 川辺一彦君

〔4番 川辺一彦君 登壇〕

○4番（川辺一彦君） 議長の許可を得ましたので、通告に従い分割質問分割答弁にて質問させていただきます。

最初に、大きい項目のひとつ目として「県西部消防指令センターシステムの改修について」ですが、「システム改修による共同運用の高度化と共同化の拡大について」お伺いを致します。

今定例会の議案に計上されています県西部消防指令センターシステム改修負担金、1億9,043万2千円は、システム機器類の経年劣化によるものと説明を受けたところですが、このシステム導入により、高岡市との隣接延長が広大な砺波地域消防組合としては、高岡市消防本部の緊急車両による急患搬送など、多大な効用があったのではないかと感じております。

そこで、今回のシステム改修によって、県西部地域や砺波地域消防組合が受ける共同運用面の高度化等には、どの様なメリットを想定されているのか、夏野管理者にお伺い致します。

加えまして、先般の新聞報道によりますと、総務省消防庁は、複数の消防本部を統合し広域化を図る取り組みを進展させるため、補助対象とする期限を6年間延長すると都道府県に再検討を要請されました。

また、広域化されていない複数の本部による指令センターの共同化や既に共同運用している場合でも、管轄地域を超えた車両出動の運用も求めていくとありました。

そこで、県西部消防指令センターでは、平成26年1月からのシステム運用開始時に参加されていない射水市消防本部の共同化のお考えはあるのか。また、県西部消防指令センターに属する砺波地域消防組合での管轄地域を超えた車両出動の実態はあるのかについても、併せてお聞かせ下さい。

○議長（石田義弘君） 答弁を求めます。管理者 夏野 修君。

〔管理者 夏野 修君 登壇〕

○管理者（夏野 修君） 川辺議員のご質問のうち、1項目めの「県西部消防指令センターシステムの改修について」の「システム改修による共同運用の高度化と共同化の拡大について」のご質問にお答えをいたします。

消防指令事務につきましては、平成26年1月1日から、県西部消防指令センターにおきまして、高岡市・氷見市・本組合の3消防本部で共同運用しているところでございます。

この共同運用によりまして、市域を問わず、救急要請場所に最も早く到着できる救急隊を

即時に判断し、出動させることによる救急の迅速化、住宅密集地火災への応援出動、救助等の迅速な応援出動などによる消防力の強化、また、施設整備や維持管理の省力化により業務の効率化などが図られております。

この消防指令システムにつきましては、平成23年度に高岡市が設置したものを一部改修して運用しているところではありますが、設置後7年を経過することから、機器等の更新が必要となってきております。

このような状況から、平成30年度において、機器更新にあわせ、指令システムについても最新のシステムに更新する予定といたしております。最新システムでは、ペンタッチ操作ができるなどオペレーションの操作性が向上するほか、指令台の画面が3画面から4画面に拡張されることなどから、今まで以上に情報共有の促進や消防組織の強化が図られるものと考えております。

次に、「共同運用の共同化の拡大について」であります。本組合では、高岡市・射水市・氷見市の各消防本部と平成27年6月に富山県西部消防機関連絡会議というものを設置しております。情報交換はもちろんですが、集団救急合同訓練の実施など、各種の連携強化の取組みを行っているところであります。指令システムにつきましては、多額の事業費が必要であること、また、救急の迅速化など共同化のメリットも大きいことから、次回のシステム改修を見据えて、この連絡会議での射水市を含む更なる共同化についても、今後の協議議題としていくこととなるものと考えております。

最後に、本組合の管轄を越えた車両出動の実態についてでございますが、昨年1年間で、救急につきましては、高岡市から砺波地域へ134件、砺波地域から高岡市へは73件、火災につきましては高岡市から砺波地域へは2件、砺波地域から高岡市へは1件、救助につきましては、高岡市から砺波地域へ10件、砺波地域から高岡市へは9件となっております。このことによりまして、現場到着時間が短縮ということもありますので、市民サービスの向上、安全安心の構築に繋がっております。

私からは以上でございます。

○議長（石田義弘君） 4番 川辺一彦君。

〔4番 川辺一彦君 登壇〕

○4番（川辺一彦君） ありがとうございます。それでは、大きい項目の二つ目として、「常備消防力の向上につなぐ人事管理方針等について」の一点目、「職員育成の整備状況、人材登用の狙いと効果、及び今後の消防組合組織における人事行政方針について」お伺い致します。

砺波地域消防組合は、平成23年4月より消防業務を開始され、以来7年間を経過しようとしています。その間には管轄区内における消防署所の再編、及びそれに伴う署所の建て替えと耐震化、そして隣接する高岡市や氷見市との消防指令業務の共同運用を実施され、消防広域化のメリットを活かした常備消防体制を確立されました。

また、その間には38名の新規消防士を採用され、大規模化、複雑化する災害等に対応していく常備消防職員としての資質向上にも、しっかり取り組まれてきたものと思います。

そこで、消防業務に就く消防士には24時間365日にわたり、地域民の安全で安心な生活を守っていくという使命と情熱を抱き続けてもらわなければなりません。それには救急救命士等の各種資格の取得や職位の昇任等も必要なことであると思うのですが、消防士個々のモチベーションを向上させる職員育成の整備状況について、夏野管理者にお伺い致します。

加えまして、地域消防組合では業務開始以来、歴代にわたり行政職員で登用されてきた消防長に、今期より生え抜きの中谷消防監が就任されました。素晴らしい人事を執行されたものと、高く評価します。

そこで、今回の人材登用の狙いと効果、そして今後の消防組合組織における人事行政方針についてのお考えを、併せてお伺い致します。

続いて二点目として、「人事異動に伴う地理的知識の習得について」お伺い致します。

砺波地域消防組合のエリアは、3市で構成された人口約13万人、総面積約930平方キロメートルの広大な地域を管轄しています。そして消防職員は人事異動によって、そのエリア内に位置する本部や署所へ着任しているのです。災害等の発生や、近年需要が頻繁になったドクターヘリのランデブーポイントでの事前対応などに出動指令が出ると、消防士3名により現地へ急行されることとなりますが、現地の位置情報は該当署所や車両に装備してあるFAXやGPSナビゲーションに届き、ナビシステムによって急行できるものと思われま

す。しかし、ナビシステムが誘導してくれる地図情報は主要道路を優先としており、場合によっては遠回りになっているように感じるのです。そんな時、消防士に、当該地域における枝線等の地理的知識が備わっていれば、もっと迅速な救急活動につながるものと思います。

そこで、消防士は、所轄内での施設点検や検査等を行う機会があると思います。そのような機会を使って市民が居住する地域などの状況確認を行えば、道路網を含む地理的知識を得ることができると思うのですが、その様な訓練は実施されているのでしょうか、中谷消防長にお伺い致します。

○議長（石田義弘君） 答弁を求めます。管理者 夏野 修君。

〔管理者 夏野 修君 登壇〕

○管理者（夏野 修君）今ほどの質問のうち、1点目の「職員育成の整備状況、人材登用の狙いと効果、及び今後の消防組合組織における人事行政方針について」のご質問にお答えをいたします。

まず、「職員育成の整備状況について」でございますが、平成28年度での主な研修ですとか課程を受講し、修了した職員は延べで142人となっております。研修の内容につきましては、消防大学校や富山県消防学校での、初任教育、専科教育、幹部教育並びに特別教育などの「消防に関する研修」、富山県市町村職員研修機構等での課長・係長研修などの「行政に

関する研修」の大きく分けて2つのタイプがあるということでございます。

このような外部の研修会で得た知識を共有するため、報告会を実施しておりますほか、これらを基に、自発的な勉強会等を積極的に行うよう指導しております。実際には所属毎ですとか部門毎に実施されているところであります。

次に、救急救命士の養成についてであります。今年度は、2名を救急救命東京研修所へ派遣いたしました。また、6名の新規採用者が内定しておりますうち、3名は救急救命士の採用を予定しております。今後も、救急救命士の確保・育成に努めまして、平成33年度までには、救急車の搭乗率が100%となるよう、救急救命士の搭乗率100%となるように計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、若手職員の資質向上対策の一つといたしまして、梯子車や救助工作車、水槽付き消防ポンプ車等の運転に必要な、大型免許等の取得を順次進めております。大型免許につきましては、全消防吏員のおよそ7割にあたります138人が取得しております。取得者には本組合で実施しております緊急自動車運転技術向上講習会の受講を促し、安全な運転技術の習得に努めているところであります。

次に、「人材登用の狙いと効果につきまして」のご質問につきましては、今年度から、本組合発足後初めて、消防長に消防吏員を登用することといたしました。大規模な災害対応など、現場での知識と経験を活かした専門的な消防行政が期待できることから、住民サービスの向上に繋がっていくものではないかと考えております。効果といたしましては、職場内訓練などで技術的な指導を適時的確に行えることから、職員の技術力の向上に繋がっていくものと見ております。今後、職員の中におきましても、頑張れば消防長になれるという目標ができ、消防士個々のモチベーションを向上させる職員育成の一つにも繋がっていくのではないかと考えております。

最後に、「今後の消防組合組織における人事行政の方針について」のご質問であります。公務の効率的な運営を図るため職員の人事評価を行い、能力や勤務実績等を総合的に評価することを通じて、配置換えや昇任を行い、適材適所の人事配置を図ることを従来どおり、人事行政の基本としてまいります。

今後とも、職場内外の教育・訓練を計画的に実施し、消防業務の質的な変化にも対応できる消防力の強化に努めますとともに、住民目線でのサービス向上に繋げるため、自主防災活動などを通じまして地域や消防団との連携も進めながら、職員の地域力・人間力の研鑽を図りまして、常備消防力の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは答弁は以上でございます。その他につきましては、消防長の方からお答えをさせていただきます。

○議長（石田義弘君） 消防長 中谷博之君。

〔消防長 中谷博之君 登壇〕

○消防長（中谷博之君） 私からは、川辺議員ご質問の2項目めのうち2点目の「人事異動に伴う地理的知識の習得について」のご質問にお答えいたします。

本組合におきましては、組織の強化及び活性化並びに職員個人の成長及び人材育成を目的に人事異動を定期的に行っているところであります。

人事異動により、初めての勤務地となる職員も少なからず発生し、地理など不案内をご懸念いただいているものと存じます。

本組合が導入しておりますナビゲーションシステムにつきましては、最短の経路だけではなく、道幅や工事箇所等を把握することにより、走行速度も考慮し、確実に現場到着できるようにプログラムされているものであります。

しかしながら、消防業務を遂行するにあたり、ナビゲーションシステムに頼るだけではなく、職員の地理的知識の習得も重要なことと考えております。

このことから、本組合では、地水利調査や立入検査、地区防災訓練、高齢者宅の防火診断等の機会を通じて、所管する地域の把握に努めているほか、各署所においては、図上訓練によって災害現場までの出場経路をイメージトレーニングするなど、さまざま方法により職員の地理的知識の習得を進めているところでございます。

今後とも、関係機関のご協力をいただきながら、地理的情報を多次元で把握し、地域の皆さまが安全で安心して暮らせるよう、信頼される職員の育成を進めてまいります。

私からは、以上であります。

○議長（石田義弘君） 4番 川辺一彦君。

〔4番 川辺一彦君 登壇〕

○4番（川辺一彦君） では、最後の質問として、「高齢化社会における 消防業務対応について」の一点目。「住宅用火災警報器、住警器設置の啓発状況と維持管理の啓蒙について」お伺いを致します。

この住警器は、改正消防法が施行された2006年、平成18年6月より新築住宅への設置が義務化されるとともに、既存住宅においては遅くとも2011年、平成23年5月までに設置するよう義務付けられました。

私も当時は副分団長として、分団員とともに担当地区を戸別訪問し、既存住宅への設置を啓蒙活動していたものであります。また、行政も福祉事業の中で、支援を要する高齢者住居を対象に、自治会や老人会等による設置もなされておりました。しかし現状は、未だに全戸の設置には至っていないようであり、平成29年6月の調査では86.7%であると伺っております。更に、設置された住警器には、5年又は10年で電池交換を必要とするものが大半を占めており、中には電池交換が不可能なタイプや本体の耐用年数が10年という住警器もあるということです。

改正消防法の施行から12年を経過した今日において、義務を遂行するのは市民なのでし

ようが、核家族化の進展による高齢化社会の中では、この住警器が「火災から命を守る」必要不可欠な機材でもあることからして、消防組織による啓蒙活動の継続は欠かせないものと考えています。

そこで、高齢化社会における住宅用火災警報器、住警器設置への啓発活動状況と維持管理の啓蒙について、中谷消防長のお考えをお聞かせ下さい。

二点目として、「高齢化社会における徘徊行方不明者の捜索対応について」お伺い致します。

平成29年6月に発行された日本経済新聞では、認知症が原因で行方が分からなくなったとして警察に届け出があった行方不明者は1万5,432人だったと報道されました。その内の98.8%は身内や警察等によって所在が確認されたということですが、行方不明者の捜索には消防組織への依頼も多いと思われます。

厚生労働省は、認知症や徘徊問題の解決に向け「認知症施策推進総合戦略、新オレンジプラン」を策定し、徘徊を予防するための対策に乗り出してはおりますが、2015年平成27年に525万人とされた認知症高齢者数は2020年に631万人に、2025年には730万人まで上るとも予想されています。

行方不明者の捜索においては、警察に捜索願、行方不明者届を提出しなければなりません。が、当組合の管轄区からすると、警察や自治会からの協力依頼により消防組織も関わらなければならない場合が多いものと思われます。

そこで、今後も増加傾向とされる、認知症が原因の徘徊行方不明者に対応していく地域消防組合としての体制整備はどの様にお考えなのか、高齢化社会における徘徊行方不明者の捜索対応について、中谷消防長にお伺い致します。

○議長（石田義弘君） 消防長 中谷博之君。

〔消防長 中谷博之君 登壇〕

○消防長（中谷博之君） 3項目めの「高齢化社会における消防業務対応について」のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「住宅用火災警報器設置の啓発状況と維持管理の啓蒙について」のご質問につきましては、本組合のホームページや春と秋の火災予防運動期間における防火チラシの管内全戸配付、ケーブルテレビによる広報、各種出前講座及び講習会などあらゆる機会を通じて、住警器の設置と維持管理を広く市民に呼びかけているところでございます。

この住警器につきましては、設置から10年以上経過しているものがあり、近年、電池切れや本体の機能劣化など、有効に作動しないものが出てきていることから、本組合では、市民のみなさまに対しまして、住警器の点検や交換の重要性について、周知を強化しているところでございます。

また、年々増加する高齢者世帯の対策といたしましては、民生委員や女性消防団員などにご協力をいただき、職員と共に高齢者宅を訪問し、住警器の設置と維持管理の重要性につい

て、周知しているところではありますが、今後は市担当部局や自治会等と連携を強化し、粘り強く啓発してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「高齢化社会における徘徊行方不明者の捜索対応について」のご質問につきましては、まず、平成29年の本組合における高齢者の認知症又は認知症の疑いがある行方不明者の捜案件数は12件でございました。今後、高齢化がますます進行する中で、認知症の方が増え、徘徊される方もさらに増加するのではないかと懸念しているところでもあります。

本組合の行方不明者の捜索につきましては、警察署からの協力要請に基づき、警察その他の関係機関と相互に協力して実施している体制としております。

また、消防団による行方不明者の捜索につきましては、消防団長の命により、関係する分団が出場することになっております。

次に、各消防署間の対応ではありますが、管内での事案におきましては、署所を超えて出場し、消防団につきましては、消防団長の要請により、相互に協力する体制をとっております。

また、行方不明者家族の同意を得て、本組合管内の消防職員及び消防団員に、メール配信による情報提供を図り、捜索活動の協力を求めているところでございます。

なお、隣接する消防本部との協力体制につきましては、高岡市・氷見市・砺波市・小矢部市・南砺市・砺波地域消防組合で消防相互応援協定を締結し、相互に協力する体制を整えており、特に、隣接する高岡市には、行方不明者の特徴や写真等の情報提供を図り協力を求めています。

次に、捜索の現場体制といたしましては、自宅等を起点として捜索しておりますが、徘徊の場合は、捜索の範囲を絞りきれないのが現状であります。そのため、多数の人員が必要であり、地元自治会、特に、地の利を有する地元消防団員の協力は、必要不可欠であり、地元以外の方の行方不明者の捜索におきましてもご協力を得ているところであります。

また、一刻も早く発見するために、富山県消防防災ヘリでの捜索や昨年本組合に導入いたしましたドローンを活用し、上空からの捜索活動も取り入れているところでございます。

今後も、構成市や自治会と連携を図りながら、各地区で開催されます出前講座を通じて、徘徊に関する安全対策等の周知を図り、地域住民の安心安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（石田義弘君） 4番 川辺一彦君

〔4番 川辺一彦君 登壇〕

○4番（川辺一彦君） 私からの質問は、以上であります。

○議長（石田義弘君） 以上で、一般質問並びに提出案件に対する質疑を終わります。

(討 論)

- 議長（石田義弘君） これより、討論に入ります。
討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。
以上で、討論を終わります。

(採 決)

- 議長（石田義弘君） これより、採決に移ります。
議案第1号から議案第2号までの2議案について、一括して採決いたします。
お諮りいたします。議案第1号 平成30年度砺波地域消防組合一般会計予算及び、議案第2号 平成30年度砺波地域消防組合歳入予算における構成市の分担金の額についての2議案について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

- 議長（石田義弘君） 起立全員であります。よって、議案第1号及び議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(採 決)

- 議長（石田義弘君） 続きまして、議案第3号の1議案を採決いたします。
お諮りいたします。議案第3号 平成29年度砺波地域消防組合一般会計補正予算（第2号）の1議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

- 議長（石田義弘君） 起立全員であります。よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(採 決)

- 議長（石田義弘君） 続きまして、議案第4号の1議案を採決いたします。
お諮りいたします。議案第4号 砺波地域メディカルコントロール協議会条例の制定についての1議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長（石田義弘君） 起立全員であります。よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

（採 決）

○議長（石田義弘君） 続きまして、議案第5号の1議案を採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号 砺波地域消防組合の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定についての1議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石田義弘君） 起立全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

（採 決）

○議長（石田義弘君） 続きまして、議案第6号の1議案を採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号 砺波地域消防組合手数料徴収条例の一部改正についての1議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石田義弘君） 起立全員であります。よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

（採 決）

○議長（石田義弘君） 次に、報告第1号について採決いたします。

お諮りいたします。報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石田義弘君） 起立全員であります。よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

（監査委員の選任について）

○議長（石田義弘君） ただいま、管理者から議案第7号 砺波地域消防組合監査委員の選任についてが提出されました。

〔9番 稲垣 修君 退場〕

○議長（石田義弘君） お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田義弘君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。これより、議案第7号を議題といたします。

（提案理由の説明）

○議長（石田義弘君） 提案理由の説明を求めます。

管理者 夏野 修君。

〔管理者 夏野 修君 登壇〕

○管理者（夏野 修君） ただいま、追加提案いたしました議案第7号 砺波地域消防組合監査委員の選任につきまして、ご説明を申し上げます。

議員のうちから選任されておりました向川静孝氏から本日付けで辞職願が提出されましたので、これを承認し、後任の監査委員に稲垣修氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議をいただき、同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（石田義弘君） お諮りいたします。議案第7号については、事情十分にご了承のことと存じますので、この際、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田義弘君） ご異議なしと認めます。よって、本案はこの際、直ちに採決することに決しました。

（採 決）

○議長（石田義弘君） お諮りいたします。議案第7号 砺波地域消防組合監査委員の選任について、原案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田義弘君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号については、原案に同意することに決しました。

〔9番 稲垣 修君 入場〕

○議長（石田義弘君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました全案件の審議はすべて終了いたしました。

閉会の挨拶

○議長（石田義弘君） ここで、田中副管理者から挨拶があります。

〔副管理者 田中幹夫君 登壇〕

○副管理者（田中幹夫君） 砺波地域消防組合議会2月定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、提案いたしました案件につきまして、可決並びに承認をいただき、まことにありがとうございました。

さて、先ほどもお話にも出しましたが、本組合につきましては、平成23年の常備消防広域化による組合設置から早7年を経過しようとしております。この間、大きなトラブルもなく業務遂行できましたことにつきましては、議員の皆様をはじめ、地域や関係機関の皆様のご支援ご協力のたまものであると深く感謝申し上げるところであります。

新年度につきましては、高規格救急自動車の更新やドローンの追加導入、高岡市・氷見市と共同運用しております県西部消防指令センターの指令システム改修など、消防力の強化に向けた諸施策を推進していくこととしており、引き続き、構成市や関係機関と協力しながら、砺波地域のさらなる安心安全に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

また、本年は、富山市において、全国消防操法大会が開催されることとなっております。近年、県大会におきまして、組合構成市の消防団の好成績が続いていることから、本組合といたしましては、この記念すべき富山市での大会に、構成市の消防団が出場できるよう最大限の協力・支援をさせていただくこととしておりますので、議員の皆様におかれましても、消防団に対しまして、より一層のご支援ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、この定例会におきまして、議会役員等の人事が円満に決定されました。当選されました石田議長、才川副議長並びに議会運営委員会今藤委員長、向川副委員長のご就任を心からお祝い申し上げますとともに、新たに議会選出の監査委員となられました稲垣議員には、適正な予算執行に向けご指導いただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、議員各位には、今後ともご健勝でご活躍されますことをご祈念申し

上げ、簡単ではございますが、定例会の閉会にあたってのあいさつといたします。本日は、まことにありがとうございました。

閉会の宣告

○議長（石田義弘君） これをもちまして、平成30年2月砺波地域消防組合議会定例会を閉会いたします。長時間、ご苦労さまでございました。

午後 5時18分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年 2月16日

議 長 石田義弘

署名議員 榎 祐人

署名議員 今藤久之